

2023/05/08

日本自殺総合対策学会の組織運営に関する論点

椿 広計

1. 現行の組織運営に関わる問題

会員数 1000 人以上の「法人化した学会」に類する定款だけが存在している

注) 椿が所属する統計関連学会の内、(一社)日本統計学会、(一社)日本計量生物学会を除く、日本行動計量学会(800名規模)、日本計算機統計学会、応用統計学会(それぞれ500名前後)には定款は存在しない。日本分類学会(100名)前後にも会則だけが存在する。法人格のない学会で定款を有しているのはおそらく早期の法人化構想があったからと推察するが、少なくとも椿は承知していない。

2. 機関紙の刊行を定款で謳っている問題

昨年度の総会で、定款には記載されている事業であるが、当面学会誌の発刊は財務的にも無理と申し上げた、規模上類似している日本分類学会は、会則上「機関紙等」の発行をうたっているが、会報の発行(年1回:諸外国の研究動向、研究者動向を始めとする研究交流)、シンポジウム、大会・総会を実施しており、本学会の活動に類似している。

ただし、日本分類学会は国際分類学会連合に加盟しており、国際分類学会誌を購読することが、国際学会会員は可能である。学会員が研究活動を出版できる場を考えなければならない。椿としては、JSCPが毎年刊行することとしている学術雑誌「自殺総合政策研究」の編集に協力し、当面事実上学会員が論文を投稿する場として位置づけるべきではないかと考える

3. 会員数 100 名以下の見なし法人学会における代議員制と理事会との同時並行運営

代議員制(社員制)は、一般社団法人学会には必須の仕組みであり、みなし法人である応用統計学会でも会員数の5%程度の評議員選挙を行っており、総会と共に重要案件の審議権を有している。一方、会長・副会長・監事は会員の立候補による直接選挙職である。(一社)日本統計学会理事長は40名程度の評議員の互選、会長は会員からの立候補者を評議員が選挙し、選挙結果を会員全体が信任投票を行うこととなっている。日本分類学会は、評議員を選挙で行い、会長を評議員の互選で定め、役員を置かず会長と評議員で直接会の運営を行う仕組みとなっている。

会員数が100名程度の学会で、代議員会・理事会を同時に構成し、更に総会も開催しているのは、やはり大規模社団法人学会の通例に準拠したものと考えざるを得ない。

椿としては、本学会が200名程度の規模になり、通常総会における直接かつ活発な討論に困難を生じたときに20名程度の代議員を選挙で選出し、理事会に対するガバナンス

ス機能を発揮させることが、必要と考える。しかし、当面は理事長・理事をむしろ直接選挙で選び、一部理事会が指名する理事（大会などの企画を担当する理事、広報・ニュースレターを担当する理事）を充てることで、小学会の運用を透明かつ効率的にするものではないかと考える

4. 以上の認識の下、定款を会則に格下げすることは、行わないが、会員数が一定規模になるまでは、定款を簡素化し（これは代議員会での承認が必要）学会事務局や理事の負担を実質的活動に集中できることを提案したい。